

市民説明会での意見について

■津久見市議会基本条例（素案）について、平成26年11月17日、19日に市民説明会を行い、下記のとおり、ご意見をいただきましたので、市議会の考えを添えて公表します。

○意見と市議会の考え

意見の概要	市議会の考え
<p>7条6項、傍聴が少ないということで、日曜日や夜間に議会を開催すると書いていますが、実際にできますか。するのであればいいことと思います。</p>	<p>日曜日等の議会の開催については、「開催しても傍聴に来る方が少なければ経費の無駄になるのでは」等様々な意見があります。これまでに実施した他市の動向も調べたのですが、最初は参加者が多いが、2回3回と続けると少なくなる傾向もあります。どうすれば多くの市民に傍聴に足を運んでいただけるか、今後も検討していきます。</p>
<p>日曜日の議会の開催は慎重に検討すべきだと思う。</p>	
<p>土曜、日曜日に議会を開催しても、中々行くのは大変だと思います。インターネットで配信していただくとか、DVDにまとめたものを貸し出していただくとか、そういうふうな形で公開していただけると、大変手軽に議会の内容を傍聴できるかなと思っています。</p>	<p>映像の発信については、ケーブルテレビやインターネット等様々な方法があります。今後、調査・研究をして、議論していきたいと考えています。</p>
<p>政務活動費の件ですが、いることはいる。もらったらもらえばなしという話がありますが、100円からも領収を付けるとかして、出してもいいという感じがしている。そういうことで、市議会が停滞するとなれば、市民に対してマイナスになりますから、そこはいいという感じがしています。</p>	<p>大分県各市の政務活動費（平成25年11月現在）を調べると一人当たり年額にして、大分市が120万円、別府市が48万円、中津市が10万円、日田市が24万円、佐伯市が20万円、竹田市が18万円、豊後高田市が10万円、杵築市が18万円、宇佐市が24万円、津久見市と豊後大野市、由布市、国東市、臼杵市が支給なしという状況です。地方自治法の第100条で、条例の定めるところにより交付することが出来るとなっています。今後、議員の考え方、市の考え方、また市民の皆さんの意見を聴きながら検討していきたいと考えています。</p>
<p>政務活動費はしっかり検討し進めてほしい。</p>	
<p>第2条で「市民の多様な意見を集約し、市政に適切に反映させる」については、偏った意見になるのでは。</p>	<p>様々な機会を通じ、より多くの市民の意見を聴き、それを基に議会内での調査・研究や議員間での討議を経て、意見の集約を図っていきたいと考えています。</p>
<p>第5条第4項の議員の説明責任はきちんと果たせるのか。</p>	<p>本基本条例では議会としてだけでなく、議員個人や会派としての説明責任を明文化しています。様々な機会を通じ、その責任を果たさなければならないと考えています。</p>

<p>反問権について。 一方通行の質問ではなく議論を深めるためにも、どのような主旨かを聞きただすところまで必要だと思う。</p>	<p>反問権の範囲については、議員間でも様々な意見があります。 今回の制定では逐条解説にも記載のとおり、聞き返す程度としています。 範囲の拡大については、今後検討していきたいと考えています。</p>
<p>第7条の説明責任を果たすために、議会報告会を年に2回以上開催することを明記して欲しい。(昨年の議会報告会が開催されず、今年度は議会懇話会と内容を変え、参加者が少なかったので、定例化することがとても必要だと思うから)</p>	<p>議会報告会の開催は、議会としての説明責任を果たす上で、重要な活動の一つと考えています。 ご指摘の回数や、内容等については、これまでの経験を踏まえ、今後、決定し、別の形での明文化(細則等)を考えています。 またその後についても、随時、検討を行い、よりよい報告会の開催に努めていきたいと考えています。</p>
<p>議会報告会は年何回開催するのか明確にしてほしい。</p>	
<p>各委員会の開催日時をホームページ等で公表する。 という内容を入れて欲しい。(傍聴者が増え、行政や議会に関心をもってもらうような具体的な取り組みが必要だと思うから。各委員会は、市民に公開することが義務付けられていると思う。各委員会の方が、詳細な議論が行われ議員の考え方がわかるので、たくさんの方が傍聴できるようになってほしい。)</p>	<p>本会議だけでなく、傍聴等を含めた委員会の公開も今まで以上に行っていきたいと考えています。 ご指摘の委員会の開催日時の公表の方法についても検討していきたいと考えています。 条例の条文中に書き加えることについては、控えさせていただきたいと考えています。</p>
<p>第28条の「きちんと評価・検証できる委員会を設け、その結果を市民に積極的に公表するものとする。」と、いう内容を明記して欲しい。(この項の中で、一番大切なことは、『この条例の目的が達成されているかどうか検証を行い、・・・』の部分であると思う。議員も仕事を評価されなければいけない時代。議会基本条例を作るのであれば、実行したことをチェックする機関は必ず必要である。そして、その内容を市民に公表し、あらたな見直しをしてもらいたいと考えるから)</p>	<p>ご指摘の通りであり、条文中の「市民の意見等を踏まえ、この条例の目的が達成されているかどうか検証を行い、」との記述に含まれているものと考えています。 チェックする機関としては議会運営委員会や議会活性化委員会を考えています。 また市民への公表についても、様々な機会に行っていきたいと考えています。</p>